

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

能代市長

## 公表日

令和5年12月28日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方税法に基づき、軽自動車の所有者若しくは使用者に対し軽自動車税額を算出し賦課している。</li><li>・住民等からの申請に基づき、軽自動車税情報から納税証明書・標識交付証明書・廃車済書を発行している。</li><li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①軽自動車台帳の管理 ②軽自動車税の賦課・徴収 ③納税証明書、標識交付証明書、廃車済書の発行</li></ul> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	軽自動車税システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li></ul> <p>【情報提供の根拠】 なし (軽自動車税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)						
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
8. 監査						
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]					
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>						

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(27、28の項)	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 なし (軽自動車税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</p>	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 なし (軽自動車税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 なし (軽自動車税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</p>	事後	